



10月は「食品ロス削減月間」 ～もったいないを減らそう～

ページ番号 1003111 【問い合わせ】環境課 ☎23-3567

まだ食べられるのに捨てられてしまう「食品ロス」は環境に大きな負担をかけています。
一人ひとりの意識と行動が、持続可能な社会の実現に結びつきます。
この機会に、ご家庭で「もったいない」を見直してみましょう。

家庭でできること

☒ 買いすぎない ☒ 食材を使い切る ☒ 賞味・消費期限をこまめに確認する

家庭の「食品ロス」を把握してみよう

「食べ残した・使い切れなかった」と捨てている食品はありませんか？
「食ロスダイアリー」を市ホームページからダウンロードして、
食品ロス量を日記形式で記録し、家計を見直してみましょう。

食ロスダイアリー▶



食べきれないなら寄附しよう!

買いすぎたものや、贈答品が余ってしまったら、
半田市社会福祉協議会が実施するフードドライブに
寄附しましょう! 支援を必要とする方にお届けできます。

半田市社会福祉協議会
フードドライブ▶



半田市社会福祉協議会
フードドライブオリジナルキャラクター
はんだむすびん

生活排水(汚水)の適正処理にご協力ください

下水道が使える区域の方へ

下水道への接続をお願いします



現在、下水道が整備された区域内の約9割の方が下水道へ接続しています。下水道整備区域内の建物所有者は、下水道へ接続することが法律(下水道法)で義務づけられています。下水道未接続の方は、すみやかに下水道への接続をお願いします。

問い合わせ 下水道整備区域の確認 : 上下水道経営課 ☎84-0675

下水道への接続について: 上下水道経営課または半田市下水道指定工事店



下水道が使えない区域の方へ

合併浄化槽への切替えをお願いします



合併浄化槽は、し尿汲取りや単独浄化槽と異なり、家庭から出る生活排水を浄化することができます。

浄化槽は適切に維持・管理してください

浄化槽は微生物の働きで汚水をきれいにする装置です。浄化槽の使用にあたっては、浄化槽管理者が①法定検査②保守点検③清掃の3つの維持管理を適正に行う必要があります。

①法定検査(水質検査)

愛知県薬剤師会(☎052-683-1131)へ連絡して実施してください。

②③保守点検と清掃

愛知県や半田市の指定を受けた業者へ依頼して実施してください。

問い合わせ 環境課 ☎23-3567



▲半田市下水道
指定工事店一覧

▲浄化水槽の維持管理